



余寒の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。今後とも皆様のお力になれるよう執行部も努力してまいります。また執行部に対してご意見、ご要望がございましたら支部事務所までご一報いただければ幸いです。

◎練馬支部執行部より

令和7年度練馬支部定時総会の日程は令和7年4月25日（金）会場：練馬区立生涯学習センターホールとなっております。令和7年度定時総会は選挙会も開催されます。つきましては練馬支部運営規定に基づき、支部長候補者及び支部監事に立候補予定の方には該当期間までに立候補の申し出をしなければなりません。詳しい内容につきましては下記をご参照ください。

## 支部長候補者及び支部監事の立候補受付について（公示）

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部練馬支部（以下「当支部」という。）の支部長候補者及び支部監事の立候補受付手続について、下記のとおり公示します。立候補を希望される方は、記載内容を確認のうえ、令和7年4月25日に開催する第41回定時総会において立候補の申出を行って下さい。

### 記

#### 1. 任期

選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部定時総会の終結の時まで。

#### 2. 立候補する意思を届け出る期間【支部長候補者のみ】

本公示の日から令和7年2月25日（火）まで。

#### 3. 立候補意思の届出先【支部長候補者のみ】

当支部に届け出ていただきます。

当支部の受付時間は以下のとおりです。

受付時間：祝日を除く 月～金曜日 10:00～12:00/13:00～17:00

#### 4. 立候補の方法

##### (1) 支部長候補者

支部長候補者に立候補（を予定）される方は、所定の「支部長候補者立候補（予定）届出書」に必要事項を記載し、所定の「推薦状」（当支部に所属する正会員10名以上の推薦が必要となります。）を添付して、令和7年2月25日（必着）までに持参又は郵送したうえで、支部定時総会当日に立候補してください。

所定の届出様式については、当支部のホームページ（アドレスは以下のとおりです。）よりダウンロードしていただくか、当支部までご請求ください。

練馬支部HPアドレス <http://tokyo.zennichi.or.jp/nerima/>

##### (2) 支部監事

支部総会当日に立候補の申出を行ってください。 なお、当支部の監事定数は2名以上3名以内です。

## 5. 立候補の資格要件

### (1) 支部長候補者

当支部に所属する4年以上の会員歴を有する正会員の代表者（正会員が法人である場合には宅地建物取引業法第6条に記載された代表者）であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ①前事業年度までの会費等を完納していないとき。
- ②宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- ③本会から戒告、会員資格の停止又は退会勧告を受けた日から5年を経過しないとき。
- ④宅地建物取引業法第64条の9の規定により公益社団法人不動産保証協会に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え（仮差押えを除く。）があるとき。
- ⑤前年度に実施された指定研修（公益社団法人不動産保証協会の法定研修会等）を履修していないとき。
- ⑥選任時において満76歳以上であるとき。
- ⑦指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。
- ⑧役員経験が本部・支部合算で4年以上ないとき。
- ⑨東京都本部役員資格審査委員長が本部長に役員候補者名簿を提出する日を基準として、過去5年間のうちに当本部による綱紀処分を科されているとき。
- ⑩宅地建物取引士として都道府県知事の登録を受けていないとき。

### (2) 支部監事

当支部の正会員の代表者（正会員が法人である場合には宅地建物取引業法第6条に記載された代表者）であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ①前事業年度までの会費等を完納していないとき。
- ②宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- ③本会から戒告、会員資格の停止又は退会勧告を受けた日から5年を経過しないとき。
- ④宅地建物取引業法第64条の9の規定により公益社団法人不動産保証協会に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え（仮差押えを除く。）があるとき。
- ⑤前年度に実施された指定研修（公益社団法人不動産保証協会の法定研修会等）を履修していないとき。
- ⑥選任時において満76歳以上であるとき。
- ⑦指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。
- ⑧役員経験が本部・支部合算2年以上ないとき。
- ⑨選任時の支部総会開催日を基準として、過去5年間のうちに当本部による綱紀処分を科されているとき。

以上

令和7年2月18日

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部  
練馬支部 支部長 阿波 康則

## ◎広報委員会より

練馬支部広報委員の活動といたしまして今年度も練馬駅中央口1F、駅交番近くの出入口に全日本不動産協会東京都本部練馬支部の看板を設置しております。また当支部より2025練馬こぼしハーフマラソンの協賛において大会プログラムに広告の掲載をいたします。

不動産の相談・ご依頼を会員様へ繋ぐ広告としての役割の他、新規会員様の募集、又練馬区の不動産に関するお悩みなどを相談する場として開催している無料相談会も掲載しております。

HPも随時更新しておりますので是非ご覧ください。

◎教育研修委員会より

現在東京都本部主催の第2回法定研修会の研修動画が配信されております（配信期間は令和7年3月31日まで）本年度最後の法定研修会になりますので必ず受講して下さい。

なお今回の法定研修会を含め今年度4回（東京都本部2回、練馬地区1回、第四地区1回）の研修を全て受講されていない会員様は、現在配信中の第2回地区合同法定研修会（配信期間：令和7年2月28日まで）を必ず受講して頂きますようお願いいたします。

研修動画は東京都本部 HP (<https://tokyo.zennichi.or.jp>) からご視聴頂けます。詳しい視聴方法は1月末にご連絡しました法定研修会開催のお知らせや「不動産東京」に同封されていた案内をご確認ください。

◎練馬区区民部 区民事務所様よりご連絡

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部練馬支部 会員各位

練馬区区民部区民事務所担当課長 山根 由美子  
(公印省略)

日頃より、練馬区政へのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、引越しシーズンである3月から4月にかけては、勤務先、就学先の変更に伴い、区民事務所における転入届・転出届、住民票の写しの申請等の届出が増加します。

また、1年を通して国外から転入される外国籍の方が増加傾向にあり、練馬区役所内にある練馬区民事務所については、3月および4月の引越しシーズンに関わらず、特に来所者が集中する傾向にあります。

このたび、お引越しの手続きをされる外国籍の方々に、手続きのできる6か所の区民事務所の場所をお知らせするとともに、円滑な届出をご案内するため、別添のとおり、日本語版（ルビあり）および多言語版を作成いたしました。

貴会員の皆さまにおかれましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、外国籍の方が地域の店舗等を訪れた際、ご案内をお渡しいただければ幸いです。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

(担当) 練馬区区民部区民事務所担当課調整担当係 電話 5984-1031 (直通)

※FAX 送信版の会報では添付資料としてA4、1枚の日本語版（ルビあり）ご案内を送付します。  
メール版の送信の際はカラーの（日本語ルビあり）と（多言語版）を送付します。

◎練馬支部役員・事務局より

令和6年度も残り僅かとなりましたが、先日2月10日（月）練馬支部合同事業を開催し、41社の皆様にご参加をいただきました。ご参加いただきました会員の皆様、どうもありがとうございました。第3部の懇親会会場は練馬区役所展望レストランで眺めも大変素晴らしく、会も和やかに終了いたしました。来年度も会員の皆様にご参加いただける事業を計画していきますのでどうぞよろしくお願いたします。

3月末までの本年度支部事業は下記の通りです。

令和7年2月20日（木）相談事業 街頭無料相談会

練馬支部事務所 〒176-0012 練馬区豊玉北5丁目19-12 富士練馬ビル301  
TEL 03-5912-0733 FAX 03-5912-0734  
月～金 10:00～12:00/13:00～17:00 土日、祝日休み  
事務員 堀田・木村